

くらし

中小企業で働く方のためのパソコン講座

【日時】月～土曜日午前10時～午後8時30分(土曜日は午後5時まで)のうち、日程・受講時間を自由に選択

【会場】パソカレッジ高田馬場校(高田馬場3-3-1、ユニオン駅前ビル2階)

【対象】区内在住で中小企業に勤める方、区内の中小企業に勤める方、下記内容の①②合わせて40名

【内容】次のいずれかのコースを選択

①短期習得コース(10時間)

▶ワード短期(表や画像のある簡単なチラシ作成)、▶エクセル短期(計算・関数を使ったグラフ・表作成)

②ゆっくり習得コース(20時間)

▶パソコン入門(ファイル・フォルダなどの基礎等)、▶ワード初級(文章・表作成等)、▶ワード中級(画像挿入・地図作成等)、▶エクセル初級(表・グラフ作成等)、▶エクセル中級(関数・グラフの応用等)、▶パワーポイント(スライド・図表を使った資料作成)、▶つまみ食い(ワード・エクセル・パワーポイントの基礎)

【費用】①は9,440円、②は17,000円(いずれもテキスト代を含む)

【申込み】はがきかファックス(1人1枚)に3面記入例のほか希望コース(①②の別)、勤務先の名称・所在地・電話番号を記入し、2月3日(必着)までに**新宿(勤労者・仕事支援センター勤労者サービス課、〒160-0022新宿7-3-29、新宿ここから広場しごと棟) ☎(3208)2311・☎(3208)3100**へ。応募者多数の場合は抽選し、当選者に2月10日(月)までに受講案内を送付します。

表彰式・記念講演会

●まちの美化推進・ごみ減量及びリサイクル功労者を表彰

【日時・内容】1月23日(木)、▶午後1時30分～2時30分…講演「漫才で考える環境問題」、▶午後2時40分～3時45分…表彰式

【会場・申込み】当日直接、新宿文化センター(新宿6-14-1)へ。先着200名。

【問合せ】新宿清掃事務所事業係 ☎(3950)2962へ。

年金講座「年金・ライフプラン」

●老後2,000万円問題を踏まえて

【日時】1月26日(日)午後2時～4時

【会場】角筈地域センター(西新宿4-33-7)

【申込み】1月17日(金)から電話または直接、角筈図書館(西新宿4-33-7) ☎(5371)0010へ。先着30名。

「もったいない」食品ロス削減ワークショップ

【日時】2月5日(水)午後2時～4時
【会場】落合第一地域センター(下落合4-6-7)

【内容】食品ロスの現状やサルベージ・パーティ(賞味期限間近・廃棄される予定の食料品の活用)の紹介とレシピカードゲームによるワークショップ

【申込み】1月31日(金)までにファックス(3面記入例のとおり記入)または直接、ごみ減量リサイクル課ごみ減量計画係(本庁舎7階) ☎(5273)3318・☎(5273)4070へ。定員50名。

リサイクル講座

●余り布からフクロウのブローチ作り

【日時】2月14日(金)午後1時～3時



【対象】区内在住・在勤の方、30名

【費用】200円(型紙・材料費等)

【持ち物】余り布2種類(各15cm×15cm)、小さな安全ピン、裁縫道具、はさみ、筆記用具

【共催】新宿環境リサイクル活動の会

【会場・申込み】往復はがきに3面記入例のとおり記入し、1月28日(必着)までに新宿リサイクル活動センター(〒169-0075高田馬場4-10-2) ☎(5330)5374(月曜日休館)へ。応募者多数の場合は抽選。

創業スクール

【日時】2月15日～3月7日の土曜日午後3時～5時(2月15日(土)は午後2時30分から)、全4回

【対象】区内で創業を目指している方、10名

【内容】創業に必要な知識や考え方、実行力のある事業計画書の作成方法ほか

【費用】4,000円(4回分。資料代等)

【会場・申込み】電話かファックス・電子メール(3面記入例のほか現在の仕事内容を記入)で、2月13日(木)までに高田馬場創業支援センター(高田馬場1-32-10) ☎(3205)3031・☎(3205)1007・✉inc@shinjuku-center.jpへ。応募者多数の場合は、申し込み後に提出する事業構想シートの内容で選考します。

生ごみからたい肥づくりサロン

【日時】2月16日(日)午後1時30分～3時

【内容】段ボールを使って作る「生ごみからたい肥」の情報交換

【会場・申込み】往復はがきかファックス・電子メール(3面記入例のとおり記入)で、2月8日(必着)までに環境学習情報センター(〒160-0023西新宿2-11-4、新宿中央公園内) ☎(3348)6277・☎(3344)4434・✉info@

shinjuku-ecocenter.jpへ。定員15名。応募者多数の場合は抽選。

行政書士無料法律相談



東京都行政書士会新宿支部の行政書士が相続・就労問題等の法律相談に応じます。

【日時】2月14日(金)午後6時から・午後6時45分から・午後7時30分から

【会場・申込み】1月17日(金)から電話または直接、下落合図書館(下落合1-9-8) ☎(3368)6100へ。各回先着1名。

消費者活動促進事業助成

区内消費者団体の活動活性化のため、事業に必要な経費の一部を助成します。

【対象】▶新宿消費生活センター分館の登録団体

▶区の消費者行政に協力する団体

▶区内で活動するボランティア・NPO等の社会貢献的活動団体 ほか

【対象事業】令和元年度に実施する消費者市民社会や消費生活に関する学習、講演会、調査・研究、普及啓発活動などの公益性のある事業(他の補助を受けている事業、営利・政治活動を主とする事業を除く)

【助成額】対象事業経費の3分の2以内(上限/1事業20万円・年間40万円)

【助成金の交付】審査会で助成事業・金額を決定し、2月中に交付予定

【申込み】事前連絡の上、所定の申請書、団体の会則・規約、年間の活動予定と収支予算書を、1月31日(金)までに新宿消費生活センター(第2分庁舎3階) ☎(5273)3834へお持ちください。申請書等は、同センターで配布しているほか、新宿区ホームページから取り出せます。

申告が必要な方は 住民税を3月16日(月)までに申告してください

●申告書は1月24日(金)に発送します

令和元年度の住民税(特別区民税・都民税)を申告した方等に、2年度の申告書を発送します。受付期間内に区税務課(本庁舎6階)へ申告してください。申告の内容は国民健康保険料・介護保険料等の算定の資料になります。収入が一定額以下の方も、提出にご協力ください。

【受付日時】1月27日(月)～3月16日(月)午前8時30分～午後5時(土・日曜日、祝日を除く。火曜日は午後7時まで)

※初日・最終日は申告窓口が大変混雑します。郵送での申告もご利用ください。

●申告には、マイナンバー(個人番号)と身元確認ができる書類が必要です。右記①②のいずれかをご提示ください

(郵送で申告する場合は、写しを同封)。

▶①マイナンバーカード(個人番号カード)のみ(1枚で個人番号・身元確認を兼ねています)、▶②通知カードなど(個人番号確認)と運転免許証など(身元確認)の2点

※代理申告の場合、委任状・代理人の身元確認書類・申告者本人の個人番号確認書類が必要です。

●下記の日曜開庁日にも申告を受け付けます

【受付日時】2月23日(祝)午前9時～午後5時

【会場・問合せ】税務課課税第一係・課税第二係(〒160-8484歌舞伎町1-4-1、本庁舎6階) ☎(5273)4107・☎(5273)4108へ。

特別区民税・都民税(住民税)は納期限までにお支払いください

●普通徴収の第4期分納期限は1月31日(金)

納期限を過ぎると、延滞金が増加される場合があります。忘れずに納めてください。

【納付場所】▶区税務課・特別出張所 ▶銀行等の金融機関

▶郵便局(東京都・関東各県・山梨県)

▶コンビニエンスストア(納付書裏面に記載。納付書1枚で30万円を超えるときは支払い不可)

●口座振替のご利用を 普通徴収の住民税は、口座振替で納付できます。希望する方はご

連絡ください。5月11日(必着)までに口座振替依頼書を提出した場合は、令和2年度第1期分から口座振替になります。

【問合せ】税務課収納管理係(本庁舎6階) ☎(5273)4139へ。

●納税でお困りの方はご相談を 相談は随時受け付けています。災害等の事情で納付が困難な方は、減免が受けられる場合もあります。

【問合せ】税務課納税係(本庁舎6階) ☎(5273)4534へ。

新宿区国民健康保険に加入している方へ

医療費のお知らせをお送りします

●病気の予防や健康づくりのきっかけにしてください

新宿区の国民健康保険に加入していて、医療機関を受診した方に、「医療費のお知らせ(平成30年9月～令和元年11月診療分)」を2月中旬に発送します。このお知らせは、確定申告(医療費控除)に使用できる場合があります(詳しくは、税務署にお問い合わせください)。再発行はできませんので大切に保管してください。

※医療費控除の申告の際、医療費のお知

らせに記載されない令和元年12月診療分や保険適用外負担分等は、医療機関が発行する領収書をもとに申告してください。

※高額療養費の受給などで、医療費のお知らせに記載された自己負担相当額と実際に支払った金額が異なる場合があります。

【問合せ】医療保険年金課国保給付係(本庁舎4階) ☎(5273)4149へ。

75歳以上等の後期高齢者医療制度に加入している方へ

医療費のお知らせをお送りします

●保険診療等を確認し、健康と医療に対する認識を深めましょう 後期高齢者医療制度に加入していて、右記対象の方に、医療費等通知書を1月下旬に発送します。

通知書には、診療年月・医療機関等の名称・医療費の総額(10割分)・医療費(自己負担分)等を記載しています。受診内容等をご確認

ください。

【対象】平成30年9月～令和元年8月に、医療費の総額(10割分)が50,000円を超える月がある方

【問合せ】東京都後期高齢者医療広域連合お問合せセンター ☎0570(086)519、区高齢者医療担当課高齢者医療係(本庁舎4階) ☎(5273)4562へ。